

## 【様式1】

### 敦賀市立松陵中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、いじめが生じた際には、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、すべての生徒が、安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先とする。

#### 2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

##### ○ほめて伸ばす教育

・道徳教育やふるさと教育、福井ゆかりの先人の生き方を通して、人として大切なことを教えるとともに、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

・毎週、月曜日にS Tタイムを設け、生徒の自己肯定感を高めます。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

##### ○体験活動の推進

年間を通した縦割り活動や集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

##### ○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

#### (2) 学校評価への位置づけ

##### ○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

##### ○評価項目

###### 【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

###### 【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。

- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

#### 【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取り組みを、学校ホームページや学級通信等で、生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

### (3) いじめの未然防止

#### ○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

#### ○授業改善

交流学習を積極的に取り入れ、すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

#### ○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、相談室や保健室の機能を充実させ、スクールカウンセラー等を積極的に活用することで、いじめの起きやすくなるストレスへのマネジメントを支援します。

#### ○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。(発達支持的生徒指導)

#### ○「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進・学校経営方針への明確な位置づけを行います。

#### ○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

#### ○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、講演や通信を通して、生徒や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行い、「ふくいスマートルール」(県) や「君を守ルール！！！！！」(市) の遵守に取組みます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

#### ○特に配慮が必要な生徒への支援

校長は、以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に

対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・震災等により被災した、又は避難している生徒

○SOSの出し方に関する教育（スクールカウンセラーの活用）

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

#### (4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

（「チャイム黙想」による休み時間の巡視と観察、交流。）

○自己チェックの活用

アプデNOTEを活用し、生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○相談先の情報提供（電話やSNS等により相談できる窓口の周知）

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。（スクールカウンセラーの積極的な活用と教育相談週間の実施）

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。（SNSトラブルに関する情報の発信や三者懇談会の実施、各種通信により情報収集を行います。）

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

#### (5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、「被害生徒を最優先かつ徹底的」に守り抜きます。

## ○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保とともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

### ・被害生徒：スクールカウンセラーによるアセスメント・カウンセリング

安心・安全を感じられる環境の保障

心の回復の段階に合わせた支援

家族が相談可能な窓口の提供

(スクールカウンセラー、敦賀市ハートフルスクール)

### 学習権の保障

(学習アプリ等による学習機会の提供、安心・安全を感じられる環境下での学習支援)

### ・加害生徒：教員、スクールカウンセラーによる面談

保護者との面談・家庭との連携強化

個や事案に応じた育成プランによる支援

法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、

第26条の要請検討

## ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対応支援チーム等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と積極的に連携し、解決に向けた最善の方法を講じます。(ケース会議)

## ○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し、連携して対応します。

## (6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## (7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### 4 いじめの防止等のための組織

##### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、適宜開催します。

- (構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー。
- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知(全校集会、保護者会、学校ホームページ 等)
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修(「先生のためのワークブック」等の活用)
  - ・学級活動のための資料収集や資料作成(課題予防的生徒指導)
  - いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図からの脱却を図る授業等実施  
外部専門家によるいじめ予防授業の検討
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・各種調査・対応記録等の共有と5年間の保存  
議事録の作成・共有と5年間の保存
  - ・いじめの認知
  - ・「いじめ対応サポート班」の設置
  - ・教育委員会や関係機関等との連携
  - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
  - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

## (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・関係者からの聴取等による情報収集
  - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
  - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
  - ・加害生徒への指導やその保護者への説明
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や  
警察、児童相談所等との連携(対応支援チームの設置)

## (3) 組織図 【様式2】

### A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織が「いじめ対策委員会」です。
- ・学校いじめ基本方針に基づいて、いじめの未然防止等について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定します。
- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針やいじめ対策委員会の役割について周知します。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換、連絡体制づくりを行い、情報が速やかに管理職まで伝わるようにします。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや面談を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、事実を確認します。
- ・いじめと認知するかどうか、判断します。
- ・いじめを認知した時は、「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示し、教育委員会や関係機関等と連携して対応します。
- ・いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価へ位置づけるとともに、取組みを点検します。
- ・学校の実情に応じて、学校いじめ防止基本方針を見直します。

B いじめ対応サポート班（リーダー：生徒指導主事）の機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案し、実行します。
- ・関係者への聴取等による情報収集を行い、記録します。
- ・いじめ対策委員会へ報告、連絡、相談します。
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援を行います。
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明を行います。
- ・対応が困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対応支援チーム等の専門家や警察、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得ます。

C 教育委員会との連携（リーダー：校長）

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、市教育委員会との早急な連携を図ります。
- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。
- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

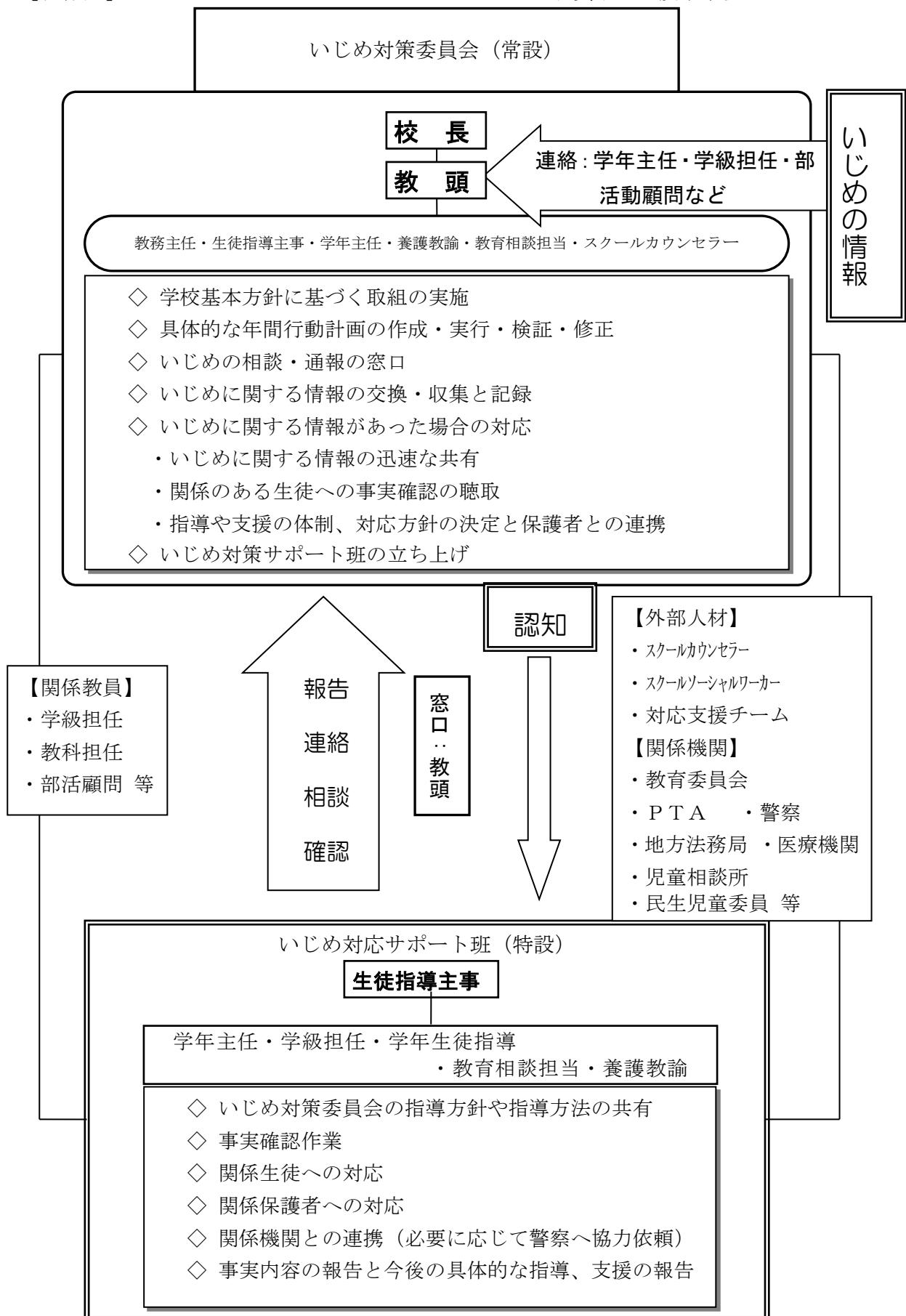
D 関係機関との連携（リーダー：教頭）

- ・いじめが深刻になることが懸念され、対応が困難な場合は、速やかに P T A や警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。
- ・対象の生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や子育て政策課等と連携します。

【様式2】

【組織図】

敦賀市立松陵中学校



## 5 いじめ対策の年間行動計画

【様式3】

### 【いじめ対策の年間行動計画】

敦賀市立松陵中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	☆いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ・実態の確認 ☆職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識確認 ・実態の共有 ☆各種状況調査 ☆道徳の授業 ☆学校学級の一員としての自覚を持って行動しようとする態度の育成 ☆生徒指導通信発行 ☆色別縦割り活動 ☆S T タイム開始	☆いじめの実態把握 ☆対面式 ☆生徒総会（自主的活動） ☆交通安全教室 ☆S NSに関するルール確認 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆学級組織の話し合い活動 ☆一斉委員会開始 ☆S T タイム	☆いじめの実態把握 ☆対面式 ☆生徒総会（自主的活動） ☆S NSに関するルール確認 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆学級組織の話し合い活動 ☆一斉委員会開始 ☆S T タイム	☆いじめの実態把握 ☆対面式 ☆生徒総会（自主的活動） ☆S NSに関するルール確認 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆学級組織の話し合い活動 ☆一斉委員会開始 ☆全国学力学習状況調査（質問紙） ☆修学旅行への取組（仲間づくり） ☆S T タイム
	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・校内研修の企画 ☆職員会議 ・人権教育、道徳教育 ☆道徳の授業 ☆己の役割や責任を果たそうとする態度の育成 ☆生徒指導通信発行 ☆色別縦割り活動 ☆S T タイム ☆ひまわり教室	☆いじめの実態把握 ☆生活アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆部活動ミーティング (仲間づくり) ☆リレー大会への取組 (仲間づくり) ☆S NSに関するルール確認 ☆S T タイム ☆ひまわり教室 (ネットトラブル) ☆教育相談	☆いじめの実態把握 ☆生活アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆部活動ミーティング (仲間づくり) ☆リレー大会への取組 (仲間づくり) ☆S NSに関するルール確認 ☆S T タイム ☆教育相談	☆いじめの実態把握 ☆生活アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆部活動ミーティング (仲間づくり) ☆リレー大会への取組 (仲間づくり) ☆S NSに関するルール確認 ☆S T タイム

6 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・夏季休業前の指導計画 ☆リレー大会 ☆道徳の授業 ☆授業を見合う週間 (公開授業) ☆教育相談の計画および 実施 ☆色別縦割り活動 ☆S Tタイム</p>	☆いじめの実態把 握 (いじめアンケ ート)	☆いじめの実態把 握 (いじめアンケ ート)	☆いじめの実態把 握 (いじめアンケ ート)
		☆合唱コンクール への取組 (仲間づくり)	☆合唱コンクール への取組 (仲間づくり)	☆合唱コンクール への取組 (仲間づくり)
		☆リレー大会の総 括	☆リレー大会の総 括	☆リレー大会の総 括
		☆教育相談 (個別面談)	☆教育相談 (個別面談)	☆教育相談 (個別面談)
		☆スクールカウン セラーの活用	☆スクールカウン セラーの活用	☆スクールカウン セラーの活用
		☆S Tタイム	☆S Tタイム	☆S Tタイム
7 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・夏季休業前の指導計画 の提示 ☆三者相談の計画と実施 ☆休業中の家庭訪問、電 話訪問 ☆道徳の授業 ☆色別縦割り活動 ☆心のアンケート ☆生徒指導通信発行 ☆S Tタイム</p>	☆いじめの実態把 握	☆いじめの実態把 握	☆いじめの実態把 握
		☆地域交流活動、 ボランティア活動 (休業中)	☆地域交流活動、 ボランティア活動 (休業中)	☆地域交流活動、 ボランティア活動 (休業中)
		☆生活アンケート	☆生活アンケート	☆生活アンケート
		☆授業アンケート	☆授業アンケート	☆授業アンケート
		☆三者相談	☆三者相談	☆三者相談
		☆スクールカウン セラーの活用	☆スクールカウン セラーの活用	☆スクールカウン セラーの活用
		☆ボランティア活 動 (水島清掃)	☆合唱コンクール の総括	☆合唱コンクール の総括
		☆合唱コンクール の総括	☆S Tタイム	☆S Tタイム
		☆S Tタイム		

8 月	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の状況把握</li> <li>・学校評価の分析</li> <li>・情報発信</li> </ul> <p>☆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題への正しい理解について</li> </ul> <p>☆休業中の家庭訪問、電話訪問</p> <p>☆小中接続事業</p> <p>☆色別縦割り活動</p> <p>☆生徒指導通信発行</p> <p>☆S Tタイム</p> <p>☆長期休業明け不適応生徒対応</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆人権作文、人権ポスターの作成</p> <p>☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中)</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆人権作文、人権ポスターの作成</p> <p>☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中)</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆人権作文、人権ポスターの作成</p> <p>☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中)</p> <p>☆S Tタイム</p>
	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の確認</li> </ul> <p>☆自殺予防週間の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の確認</li> </ul> <p>☆色別演技発表会</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆授業を見合う週間 (公開授業)</p> <p>☆色別縦割り活動</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆色別演技への取り組み</p> <p>☆S Tタイム</p> <p>☆教育相談</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆色別演技への取り組み</p> <p>☆S Tタイム</p> <p>☆教育相談</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆色別演技への取り組み</p> <p>☆S Tタイム</p> <p>☆教育相談</p>

10 月	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学期の総括と2学期の計画</li> </ul> <p>☆職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学期の総括と2学期の計画</li> </ul> <p>☆教育相談の計画および実施</p> <p>☆学級の一員としての自覚を持って行動しようとする態度の育成</p> <p>☆小中接続事業</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆学校評価アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆S NSに関するルール確認</p> <p>☆学級組織の話し合い活動</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆学校評価アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆S NSに関するルール確認</p> <p>☆学級組織の話し合い活動</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆学校評価アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆S NSに関するルール確認</p> <p>☆学級組織の話し合い活動</p> <p>☆S Tタイム</p>
	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態の確認</li> <li>・ 人権週間の計画</li> </ul> <p>☆新入生部活動見学の計画</p> <p>☆新入生保護者説明会 (情報発信, 小中連携)</p> <p>☆三者相談の計画と実施</p> <p>☆己の役割や責任を果たそうとする態度の育成</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生徒会による人権キャンペーンの計画と実施 (自主的活動)</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生徒総会</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生徒会による人権キャンペーンの計画と実施 (自主的活動)</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生徒総会</p> <p>☆ボランティア活動 (松葉かき)</p> <p>☆S Tタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生徒会による人権キャンペーンの計画と実施 (自主的活動)</p> <p>☆三者相談</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生徒総会</p> <p>☆S Tタイム</p>

12 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・人権週間の取組の確認 ☆校内研究会 ☆学校評価アンケートの実施 ☆三者相談の計画と実施 ☆休業中の家庭訪問、電話訪問 ☆道徳の授業 ☆SASA ☆心のアンケート ☆STタイム ☆生徒指導通信発行</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆教育相談 ☆生活アンケート ☆生徒会人権キャンペーン (自主的活動) ☆三者相談 ☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中) ☆スクールカウンセラーの活用 ☆STタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆教育相談 ☆生活アンケート ☆生徒会人権キャンペーン (自主的活動) ☆三者相談 ☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中) ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SASA (生活質問紙) ☆STタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆教育相談 ☆生活アンケート ☆生徒会人権キャンペーン (自主的活動) ☆三者相談 ☆地域交流活動、ボランティア活動(休業中) ☆スクールカウンセラーの活用 ☆STタイム</p>

1 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・学校評価アンケートの分析、考察 ☆情報発信 ・学校評価アンケート結果公表 ☆道徳の授業 ☆家庭科の授業 ☆体育の授業 ☆薬物乱用防止教室 ☆STタイム ☆長期休業明け不適応生徒対応</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆心の発育・欲求不満やストレスへの対応 ☆学校評価アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SNSに関するルール確認 ☆小中接続出前授業(先輩として協力・発表) ☆STタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆心の発育・欲求不満やストレスへの対応 ☆学校評価アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SNSに関するルール確認 ☆薬物乱用防止教室 ☆STタイム</p>	<p>☆いじめの実態把握 ☆保育実習 ☆欲求不満やストレスへの対応 ☆学校評価アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SNSに関するルール確認 ☆STタイム</p>

2 月	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の確認</li> <li>・本年度の取組の総括</li> </ul> <p>☆性教育</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆S T タイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆命の大切さについて</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆卒業生へのエル（仲間づくり・自主的活動）</p> <p>☆S T タイム</p> <p>☆教育相談</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆命の大切さ・性情報について</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆卒業生へのエル（仲間づくり・自主的活動）</p> <p>☆S T タイム</p> <p>☆教育相談</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆性情報・性感染症について</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆S T タイム</p> <p>☆教育相談</p>
	<p>☆いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の確認</li> <li>・次年度への提言</li> </ul> <p>☆自殺対策強化月間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の確認</li> </ul> <p>☆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の総括と次年度への提言</li> </ul> <p>☆3年生を送る会</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆生徒指導通信発行</p> <p>☆S T タイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆卒業式の練習</p> <p>☆S T タイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆卒業式の練習</p> <p>☆S T タイム</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆卒業式の練習</p> <p>☆S T タイム</p>